

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1844号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第6-183号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(受給期間延長の申出) 第11条 (略) 2 前項に規定する申出は、条例第13条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、 <u>基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）</u> にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。 3～6 (略) 様式第3 (裏面) 退職した職員の注意事項 1・2 (略) 3 <u>基本手当の日額に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、退職の日の翌日から1年間（これを支給期間という。）であること。その1年間に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、職員の退職手当に関する条例施行規則第11条第2項に定める所定の期限までに任命権者に届け出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を1年に加えた期間（最大限4年）となること。</u> 所属課（所）長の記載心得 1・2 (略)	(受給期間延長の申出) 第11条 (略) 2 前項に規定する申出は、条例第13条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から <u>起算して1箇月以内</u> にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。 3～6 (略) 様式第3 (裏面) 退職した職員の注意事項 1・2 (略) 所属課（所）長の記載心得 1・2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則第11条第2項の規定は、職員の退職手当に関する条例施行規則第6条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が公布日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

3 改正後の様式第3については、当分の間、従前の様式によることができる。